ステップアップ 畜産!





西部農業事務所家畜保健衛生課(西部家畜保健衛生所) 〒370-0074 高崎市下小鳥町 233 TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

~記事~

- ★豚熱清浄化へ向けたロードマップを策定!
- ★豚熱発生防止のために最大限の対応を!
- ★豚熱発生防止対策にかかる補助事業の活用を!
- ★野生イノシシの豚熱検査実施状況(R7.4.1~R7.7.31 検査)
- ★豚熱ワクチン接種関連情報
- ★大雨による堆肥や汚水の流出に注意しましょう
- ~別添資料~
- ★水質汚濁防止法の排水基準の改正について
- ★豚熱清浄化ロードマップについて

★豚熱清浄化へ向けたロードマップを策定!(添付資料参照)

農林水産省は豚熱について、清浄化に向けた道筋を示すため、令和7年6月30日付け7消安第2076号にて「豚熱清浄化ロードマップ」を策定しました。ロードマップの最終的な目標については、国内からの<u>豚熱ウイルスの撲滅</u>と飼養豚への<u>ワクチン接種中止</u>となります。しかし、野生いのしし群での感染状況を踏まえると、当面の目標は現状として2050年を目途に<u>国際獣疫事務局(WOAH)の豚熱清浄国ステータス(※)の取得</u>を目指します。

※<WOAH 規定の豚熱清浄国ステータスとは>

- ① 過去 12 か月間、飼養豚で豚熱の発生がないこと
- ② ワクチン接種豚と感染豚を区別する手法がない場合、過去 12 か月間、 飼養豚へのワクチン接種が行われていないこと(マーカーワクチンが実用 化されワクチン抗体と感染抗体を区別する検査が実施可能になれば、この 要件はクリア可能)
- ③ 過去 12 か月間、飼養豚でサーベイランスが実施されていること
- ④ 感染野生いのししが国内に存在する場合、飼養豚と野生いのししの群が 適切な措置により隔離されていること

上記すべてを満たすこと。

豚熱清浄化ロードマップは、感染地域が九州へ広がるなどの先行きが見通せない状況に対し、現在の発生状況や発生防止対策の効果を踏まえ今後の方向性を示したものです。今後、発生状況や科学的知見、技術革新等あれば随時見直されます。

★豚熱発生防止のために最大限の対応を!

令和7年に入ってから群馬県では4例、千葉県で1例の豚熱が発生しており、 依然豚熱ウイルスによる猛威は衰えていない状況です。<u>野生動物侵入防止、適切な</u> 消毒等の飼養衛生管理、<u>適切なワクチン接種</u>を3原則とした豚熱発生防止対策を実 施しているところですが、農場におかれましても、対策強化のため、農場周囲への 石灰散布等での分娩離乳舎周囲への消毒継続をお願いします。

また、先般、畜舎で使用する敷料(もみ殻)の保管場所にて豚熱感染した野生イノシシの死体が発見、さらにそのもみ殻が豚飼養農場に持ち込まれる事例が県外で確認されています。敷料の適切な保管のため以下に御留意ください。

- ① もみ殻等の敷料は<u>野生動物の誘因になりうる</u>ことに留意し、侵入防止対策を講じること
- ② 生産者がもみ殻等を農場に搬入する際は、その集積所において<u>交差汚染防止対策や野生動物侵入防止対策が適切に行われているか確認</u>し、保管場所に<u>侵入の痕跡があった場合は搬入を中止</u>すること。適切に農場内を消毒するとともに家保へ連絡すること。
- ③ 耕種部門と連携し集積場所への侵入防止対策を図ること。

また、令和7年6月27日より、消毒ポイントを設置していますので近隣を通過する際は消毒の実施をお願いします。

• 消毒ポイント

場所: JA 前橋市北部支所(前橋市富士見町田島 259-1

期間:令和7年6月27日~令和8年3月13日(6:00~18:00)



★豚熱発生防止対策にかかる補助事業の活用を!

群馬県では豚熱発生防止に向けて現在2つの補助事業を実施しております。

前室補助事業については予定数に達するまで当面の間、随時受付を実施していますので、検討される場合はご連絡ください。

また、農場内の消毒を目的とした、衛生物資(消石灰・逆性石けん等)にかかる経費の支援事業も実施していますので、忘れずに申請をお願いします。

群馬県養豚場分娩舎・離乳舎前室整備事業

分娩・離乳舎における前室設置及び改修費補助率: 1/2 以内(補助額上限 100 万円)

期間 : 令和8年2月18日までに事業完了

申請先:農場所在の市町村を通して申請

• 群馬県衛生物資購入支援事業

農場内、農場周囲の消毒のための衛生物資(消石灰及び逆性石けん等の動物用医薬品として承認されているもの)の購入費(消費税、輸送費は対象外)

補助率:10/10 (1農場あたり補助額上限10万円)

期間 : 令和7年10月31日(1次締切)

令和7年12月26日(2次締切) 令和8年2月28日(最終締切)

(※補助対象期間は令和7年6月16日以降に発注したもの)

申請先:群馬県農政課家畜防疫対策室

★野生イノシシの豚熱検査実施状況(R7.4.1~R7.7.31 検査)

						• • • • •				12 1 2
市町村	高崎	国间	安中	藤岡	甘楽	下仁田	神流	南牧	上野	合計
検査数	17	4	25	1	3	0	0	6	0	56
陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地域	中部	西部	東部	吾妻	利根沼田	合計
検査数	49	56	22	104	12	243
陽性数	4	0	3	5	3	15

今年度4月から7月の時点で<u>西部管内では</u>野外感染をしたイノシシは確認されておりません。一方で<u>県内では15頭の豚熱感染</u>イノシシが確認されており、ウイルス濃度は依然高いままと考えられます。

野生イノシシの行動範囲は主に数百m~約3kmとの報告もありますが、環境要因により 45kmもの長距離も移動するともいわれています。豚熱ウイルスは県内のイノシシ間でひろがっていることが考えられ、春に生まれた子イノシシを連れて行動するため、群内及び群間での感染拡大が懸念されます。

農場周囲には、体表に豚熱ウイルスを付着させた野生動物が今まで以上に存在すると考え、野生動物対策と車両消毒などの外部からの持ち込みについて対策の強化をお願いいたします。

★豚熱ワクチン接種関連情報

繁殖豚等の豚熱ワクチン接種

3月から6月にかけて繁殖母豚・種雄豚における年1回の追加接種を実施させていただきました。また、育成豚(導入・自家産問わず)についても、<u>繁殖前の2回</u>目接種を忘れずにお願いします。

登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度

令和5年度より開始された「認定農場における飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度」は随時申請を受け付けております。飼養衛生管理基準の遵守状況の取り組み姿勢により認定の判断を行いますので、認定を希望する方は、農場の飼養衛生管理について再度確認をお願いします。

飼養衛生管理者登録のための研修会は不定期開催となっていますので、研修会の案内は、認定農場にのみ通知させていただいております。

なお、制度について不明な点がありましたら、お問い合わせください。

<u>手続きのための様式は群馬県 HP からダウンロード</u>できますので、ご活用下さい。 群馬県 HP (畜産課)「豚熱対策について」のページの「県内における豚熱ワクチン 接種について」の項目をご覧下さい。

- ♦https://www.pref.gunma.jp/page/187305.html
- ◆「群馬県 豚熱対策」で検索

• 豚熱抗体検査(免疫付与状況検査)

豚熱ワクチン接種後の抗体付与状況の調査や、離乳豚へのワクチン接種適期の推定のため、農場や食肉処理場での採血を随時実施しております。<u>繁殖母豚の抗体価や子豚の移行抗体価と日齢</u>はワクチン接種適期を推定するための重要な要素となりますので、母豚の産歴や子豚の生年月日等は必ず記録してください。可能であれば、どの母豚から生まれた子豚であるかも記録してください(母豚の抗体価と子豚の移行抗体価の相関をみることができます)。

農場管理者における正確なワクチン接種状況の把握は、豚熱防疫の必須事項となっています。最大限効果のあるワクチン接種を実施してくため、引き続きご協力をよろしくお願いします。

ワクチンによるCSF対策は、移行抗体消失後からワクチン抗体獲得までの免疫の空白期間を短くすることが重要!



★大雨による堆肥や汚水の流出に注意しましょう

家畜の排せつ物は『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律(家畜排せつ物法)』により、適正な管理が義務付けられています。特にこの時期は県内でも記録的短時間大雨情報が発表されるなど、雷雨等による集中豪雨が多発することも予想されます。大量の雨水が堆肥処理施設や畜舎周辺に流れ込んだ場合、周辺の道路や田畑、河川などへ家畜ふんや汚水が流出する重大事故が起こる可能性が高まります。家畜排せつ物の適正な管理について、より一層注意が必要です。

流出を未然に防ぐために、

- 〇最新の気象情報を常にチェックする
- 〇施設の点検、補修を行う
- 〇畜舎や堆肥舎周辺の清掃を行い、流出する可能性があるものを減らす
- ○大雨時の水の流れ、リスクを考慮した防水・排水対策を行う などの対策が必要です。

日頃から家畜排せつ物の適正管理を意識し、流出防止のための再確認をお願いします。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233 TEL 027-362-2261 (緊急時 24 時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。